

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 7 3 号

平成 28 年 3 月 2 日

水 曜 日

目 次

監査委員公表

○監査結果の公表

(監査委員) 2

| |
|--------|
| 監査委員公表 |
|--------|

監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 27 年 9 月 17 日までに実施しました平成 27 年度定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 2 日

四日市港管理組合

監査委員 伊 藤 晃

監査委員 服 部 富 男

第 1 監査の概要

1 監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正かつ効率的に処理されているかを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、整備課、施設保全課

（ 室・局 ）

出納室、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、当管理組合において関係者から事情聴取を行うなどにより平成 27 年 9 月 16 日及び 17 日に実施しました。

第 2 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部に改善・是正を要するものがあつたが、概ね適正に処理、執行されてきました。

所属ごとの監査の意見は次のとおりであるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

〔四日市港管理組合全体〕

(1) 財産管理について

備品等の財産管理については、昨年度から比較して充実してきたので評価したい。しかし、課によっては実査記録をきちんと残していないところもあるので、決算書の保存年限は必ず残し、決算数量の保証をすること。

また、貸与品の管理は「帳簿」の作成は行われているが、年度末に貸与先から「借用証を取得」することを慣行化したり、「抽出実査による使用状況や品質の確認」を行うことも重要な財産管理の業務であることを再認識し、次年度より徹底すること。

〔経営企画部〕

総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項

(1) 委託業務について

委託業務については、港営課のようにいろいろな取組をしている課もあるが、他課においても、契約内容や実際業務を精査し、その中身を毎年度見直すこと。

特に、「長期継続契約の定期的な一斉見直し」や、一者単独契約業務の「実査システムの確立」と次年度契約時での「コスト改善（習熟度向上、手法改善等）の要求」を必ず実践すること。

また、各担当課においては、委託料の算定に関し、その原価分析ができるスタッフ

の育成に努められたい。

総務課

(1) 「当初予算」との比較による予実分析について（不用額の分析と説明）

現状での予算と実績の差異は、補正後の予算額と実績額との差異であり、ほぼ 0 に近い差額となっており、差異分析の作業が困難になっている。

予実分析においては、「当初予算」と実績・決算との比較による予実分析（不用額の分析）を行うことを要望する。

経営管理上、公約である当初予算立案時から、どのような環境変化があり、どのような取組や成果があつて実績（決算）に至ったのかを分析して説明する必要がある。当然、同時に補正の内容や予算立案精度の良否も確認・説明の必要があり、これを実践すること。

その予実分析結果をもって、「経営トップによる現状把握や部門別成果の評価」と「県民・市民への説明や監査時の活動成果確認」を可能にできる。

各部門は、当初予算と実績との差異（不用額）分析を行い、経営トップに報告をすること。

特に、内外の変動要因、入札差金等の差異の中で、「各部門や委託先のスタッフによる努力成果額を表示し評価」することを強く留意されたい。

(2) 特別職の給料について

特別職（常勤副管理者）の給料は、平成 19 年度より 9 年間、同額を継続している。昭和 41 年の組合設立時よりの高度経済成長期やバブル崩壊などの経済変化の動向や当組合の過去の経緯・考え方や実績給料額の推移等を踏まえ、現況を十分に考慮し、県・市の特別職との比較や他団体の給料を参考に、常勤副管理者の給料額の妥当性を検討されたい。

企画課

(1) 特例港湾運営会社の役員について

特例港湾運営会社については、代表取締役と監査役が、管理組合内部の上司と部下の関係であり、監査役の牽制機能が十分に働くとは言い難い。

この特例港湾運営会社の監査機能が十分に発揮され、経営活動の透明性が十分に担保されるよう、より適切な役員人事への見直しを行われたい。

振 興 課

(1) ポートセールスについて

ポートセールス活動で、年間 1,000 社以上の企業訪問を行っているが、その「訪問記録をデータ化」し、次年度の集荷戦略の立案につなげられたい。

また、そのデータと「一般企業のマーケティング手法」等を組み合わせることにより、ポートセールス戦略の立案や実践活動の一層の活性化に努めること。

(2) アンケートについて

各種説明会の際にアンケートを取っているが、その内容・手法について再考し、説明会の最終成果を見極めるような形のものを検討されたい。ポートセールス以外での展望展示室の行事でも同様である。

展望展示室のイベントについて、新規の取組をいろいろと行っている点は評価したい。

港 営 課

(1) 使用料について

当課は積極的なきめ細かい取組を行っており、評価したい。更なる取組の継続を徹底されたい。

ただし、下記の点には十分注意して取り組むこと。

- ① 入港料や岸壁・さん橋等使用料の算定に当たっては、原価計算時に「本部コスト」を算入すること。

使用料ごとの実績総原価の把握分析は、コスト改善ポイントを定めたり、各部門に問題意識を醸成させるために極めて重要な作業であり、毎年度決算時に必ず実施されたい。

② 使用料回収時の事故防止も強化されたい。振込入金だからと安心しないこと。

職員が勝手に使用させ、使用者より報酬を受け取るといった可能性もある。

失敗者を出さない管理システムの構築の責任は、上位職にあることも留意されたい。

(2) 港内清掃業務について

港内清掃業務については、港内全域を一括して 1 者と契約しているが、万が一の事態に備え、一部を他者に発注するなどの方策を検討されたい。加えて、日々の業務の定期的な実査を徹底し、報告書のみの任せきりの管理に陥らないよう注意すること。

〔室・局〕

議 会 事 務 局

(1) 海外港湾事情調査について

組合議員の海外港湾事情調査については、調査報告書を整理し、公開していけるように努められたい。また、単に他港の状況を調査していただくだけではなく、将来的に何らかの取引関係に発展できるような訪問を企画するなど、支出額に見合った派遣となるよう、改善に取り組まれたい。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
